

Q 居酒屋でけんか、相手が負傷

先月、居酒屋で酒に酔った勢いで隣の席に座っていた男性とけんかになり、殴ってけがをさせてしまいました。今後、男性に対してもどのように対応すればいいでしょうか。また、この件で警察から連絡があり、「事情を聞きたいので警察署まで来てほしい」と言わされました。私は逮捕されてしまうのでしょうか。

法律相談室

今回の相談のように他人にけがをさせてしまった場合、民事責任の問題と刑事责任の問題に分けて考える必要があります。

まず民事責任の問題としては、けがをさせてしまった男性に対して治療費や休業損害、慰謝料などを支払う責任が生じます。具体的にいくらの賠償責任が生じるかは、男性のけがの程度や就労状況などで変わります。

次に刑事责任の問題としては、刑事裁判にかけられて何らかの刑罰を受ける可能性があります。今回、男性にけがをさせるという犯罪行為（傷害罪）をしてしまったことについて、警察や検察は民事責任の問題とし

ます。逮捕されるかどうかといふ点についてですが、犯罪をしたからといって必ずしも逮捕されるわけではありません。逮捕とは、刑事手続きを進めるにあたって犯人の逃亡や証拠隠滅の防止のために身柄拘束をする手段です。警察からの呼び出しが強制ではありません。

（回答＝安井飛鳥弁護士）

民事と刑事、異なる責任

話を聞いたり証拠を集めたりして事件の捜査をします。捜査の結果、捜査機関があなたに刑事処分を受けさせるのが相当であると判断した場合には、刑事裁判にかけられることになります。そして、刑事裁判で有罪と判断された場合には罰金刑や懲役刑といった刑罰を受けることになります。

よく誤解されることですが、民事と刑事はそれぞれ異なる手続きです。被害者がへ弁償をすれば刑事処分を受けなくて済むとは限りませんし、刑事処分を受けられ



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。